

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和元年度第1回相模原市子どものいじめに関する審議会				
事務局 (担当課)		学校教育課 電話042-704-8916(直通)				
開催日時		令和元年7月5日(金) 10時00分~12時00分				
開催場所		相模原市役所 第2別館5階 教育委員会室				
出席者	委員	9人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	6人(学校教育部長他5人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>議題</p> <p>1 子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書(案)平成30年度報告について</p> <p>2 令和元年度相模原市いじめ防止等のための基本施策について</p> <p>3 その他</p>				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(　は委員の発言、　は事務局の発言)

1 子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書(案)平成30年度報告について

「子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況報告書(案)平成30年度報告」における平成30年度の変更点等について、事務局より説明を行った。

○報告書に記載されている施策は本市が平成30年度に実施したものとのことだが、この施策によっていじめの状況がどうなったかというデータはあるか。

平成30年度のいじめの認知に係るデータについては、文部科学省による問題行動等調査で各学校に調査を行い、現在、学校からの調査結果の集計を行っているところである。この結果については、今年の10月末に公表が予定されており、平成29年度との比較と合わせて、次回の審議会において報告する予定である。

○関係各課が昨年度いじめの防止に関して実施した事業については、意見の言いようがない。これらの事業の効果、成果、課題を明確にしてもらわなくては施策に対する意見の出しようがないと思う。

○結果を確認しなければ、事業の評価もしようがないと思う。

○この実施状況報告書は市民に広く公表されるのか。

本年8月末に、市ホームページ上で公表する予定である。

○この報告書を見ても、市が実施するいじめの防止等に関する施策をただまとめて表にただけという印象である。例えば、相模原市立小中学校PTA連絡協議会家庭教育事業についての記載があるが、当該事業の全てがいじめの防止等に関するものではない。

○これは報告書であるため、事実しか盛り込めない。これを踏まえて、次年度の施策へ活かしていく作業になるのではないかと思う。

○昨年度よりも実施した施策が多いということは、教育の直接の担当ではない部署も含め、市の各担当課がそれだけいじめの防止に対し意識を持って各施策を講じ、市全体として取り組んだものと捉えられる。事業として減らしたものはあるのか。

特にない。

○児童支援専任教諭を全小学校に1名ずつ配置したことについては前進だと思うが、学校規模に対しての公平性はあるのか。学校の実情、要望等を踏まえて配置しなければ効果は薄いと思う。

○報告書に具体的な対応例があると理解もしやすいと思う。

○ヤングテレホン相談対応について、緊急を要する相談はどのように対応しているのか。

相談があった際には学校名を確認し、確認できた場合は、当該学校に事案への対応状況などの事実確認を行う。その後は状況に応じて、今後の対応策について学校と協議する、青少年相談センターのスクールカウンセラー・児童相談所・子育て支援センターなどの関係機関に繋ぐ、などの対応を行っている。

○児童支援専任教諭の業務内容はどのようなものか。

児童生徒指導に関する業務、支援教育コーディネーターとしての業務を行っている。学校の状況によって、両方を兼ねる場合もあれば、別々になる場合もある。選任については、校長や副校長による校内人事の中で、一般の教員から行っている。特別な資格を要するものではないが、業務の中で虐待などを扱う場合もあり、専門的な知見も必要であるため、年に数回の支援教育コーディネーターの研修講座や児童支援専任教諭の連絡会において、各関係機関との連携・対応の在り方等について研修している。

○児童支援専任教諭は担任を持つのか。

原則としては担任を持たないこととなっているが、各学校の事情によって担任を持つ場合もある。

○教員の人員不足という問題もある中で非常に大変と感じた。

○児童支援専任教諭は授業を持つのか。

授業を持つこともあるが、週に12コマは、児童支援専任教諭の業務に専任できる時間を設けている。

○児童支援専任教諭を配置したことによる教員の加配はどうなっているのか。

その12コマ分については、非常勤講師を配置している。

○児童支援専任教諭をこれだけ配置していることは、市は財源をかけて取り組んでいると評価できる。

○児童支援専任教諭の配置について、事務局としてはどのように評価しているのか。

以前は担任を持ちながら、児童指導を行うという方法が主だった。その結果、授業中に児童がトラブルを起こした際の対処などが難しく、肝心の初期対応が児童の下校後になる等の問題があった。児童支援専任教諭を配置することによって、授業中のトラブル対応も可能になり、迅速な対応も可能になってきたという声は上がっている。また、一番の効果としては、児童支援専任教諭を配置することで学校が組織的に対応することが可能になったことであると評価している。課題としては、学校事情により、学級担任を持ちながら児童支援専任教諭に就いている学校があり、そうした学校では児童支援専任教諭の本来の職務

が厳しいことが挙げられる。

○この報告書で挙げられている施策について、各課での事業に対する評価がされた方が報告書に対して理解が深まる。

検討し、次年度の報告書の作成時に反映させたい。

○いじめの問題は児童生徒のみの問題と考えていいのかと考えている。この施策の効果をどこで判断していくのか、行為として表れたいじめの調査報告書以外で考えるならば、家庭や子どもの意識がどのように変わってきたのかということが見えなければ、この取組の効果についても判断しにくいように思う。家庭内でいじめの温床となるような発言や思考が育てられているようでは、全く効果がないと思わざるを得ない。このことについての調査を実施しているわけではないため、施策の是非について判断しにくいとは思ふ。各施策そのものを見ると、参加者数や横断幕の設置個所など、数字に目が行きがちだが、意識の部分に目を向ける必要があるように思う。

○子どもたち同士のつながりや仲間意識が都市化や情報化によって希薄になっているように思う。これは社会の変化に伴い、仕方がないことのようにも思うが、昔はいじめがあったら恥ずかしい、何とかしたいという想いがあったように思う。子どもが成長し、社会のコミュニティを担っていく上でも、つながり意識というのは非常に大切であると思う。いじめというのは子どもたち自身に関わる問題であるため、子ども中心に考えてほしいと思う。

○市にはこのような施策を評価する部署はあるのか。また、各課の施策に対する評価、コメントを求めることは可能なのか。

市全体の評価という点では、市総合計画に関する審議会において評価検証を行っているが、市全体の計画であるため、大きな枠での評価となる。また、市総合計画との整合を図った部門別計画である市教育振興計画がある。次期教育振興計画は、現在、策定中にあることから、いじめの防止等の評価について、庁内の連携を要する横断的な取組を踏まえ、この「子どものいじめに関する審議会」で出た意見をどのように反映するかについては、今後の検討課題としたい。

○家庭教育啓発事業については、いじめの防止等に関するテーマ以外も取り扱っているはずであるが。

担当課に再確認の上、必要に応じて修正を検討したい。

○掲載された施策の中に、いじめの防止等に関する施策以外も取り扱っている場合は、いじめの防止等に関して取り扱った件数等について記載するなどの工夫がほしい。

2 令和元年度相模原市いじめ防止等のための基本施策について

本市いじめ防止基本方針に基づき実施している施策等及び関連する主な事業等について、一覧表をもとに、事務局より説明した。

○これらの施策について、市として何を課題と感じ、力を入れようとしているのかということを確認にする必要があると思う。

次回の審議会において、改善を検討する。

○いじめに関する事業について、どれくらいの予算を増額したのか。

昨年度から1年間の流れを見た中で、次年度に向けた改正点については事務局の中で整理をしていきたい。その一環として、事業費の変遷、昨年度の事業に対しての比較、合わせて予算の審議の前に提示した中でどう改正できるか、各所属の予算配分や各課の設置目的もあるため、最大限事務局としてはこの審議会での意見を庁内の打合せの中で発議をしつつ、反映させることが大事であると認識を持った。今後整理をしていきたいと思う。

○「(7) 財政上の措置」の「2 児童指導支援専任教諭」とあるが、「指導」の記載は誤植であると思う。また「(4) 教職員等の資質の向上及び人材の確保」に「5 児童支援専任教諭の配置」と記載されているが、違いは何か。

内容としては同じであるので、齟齬がないように表記をしたい。

○「(8) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等」の3に「人権・福祉教育の推進校の研究実践」とあり、前回の報告書では平成29、30年度において、4校が推進校となっていることが分かるが、今年度の校数は何校か。

令和元年度、2年度は旭中学校区として、旭中学校、旭小学校、橋本小学校、宮上小学校の4校に推進校を依頼した。

○「(3) いじめの早期発見のための措置」の「10 青少年相談センターだよりの発行」については「(6) 啓発活動の推進」に入るのではないか。

御指摘のとおり、修正する。

○「(3) いじめの早期発見のための措置」の「8 各学校におけるいじめの認知件数等の把握」はいつ頃実施されるのか。また報告された案件に対してはどのように対応しているのか。

調査結果は毎月各学校から受理している。注意を要する児童・生徒の報告も併せて受理しており、調査結果、報告については、学校教育課人権・児童生徒指導班内で共有の上、気になる事案があった場合は、指導主事が各学校や関係機関等に状況の確認等を行っている。

○保護者との関係が悪化し、重大事態に発展する場合も考えられるが、今までそのようなことはなかったのか。

いわゆる法に基づいた重大事態で言えば、平成29年度に保護者の申し立て

に基づくものが1件あった。それ以降はない。

○この「事業等一覧」の中では「各学校のいじめの認知件数等の把握」が淡々と記載されているように感じるが、これについては、毎月、注意深く取り組み、早期対応に努めてもらいたい。やはり事業に強弱をつけてほしいと思う。

○この「事業等一覧」の中に、教師による個人ノートや一行日記など、教職員が児童生徒に対して行っている日常的な取組を記載しても良いと思う。

「事業等一覧」は、市の事業一覧であるため、記載していない。

○教職員の取組は実施状況報告書には記載されており、その評価を以て次年度の事業となるべきである。教職員がこれらに取り組むためには大変な労力を費やし、その現状が人員の補充などの施策につながってくる。事業等一覧には位置付けてほしいと思う。

○今年度のいじめに関する予算はもう固まっているのか。

平成31年3月議会で承認を得て、確定している。

○審議会の要望を伝え、予算を編成し直すことはできるのか。

喫緊の対応を行うためには補正予算という手法もあるが、実現するためには全庁的な計画を組む必要がある。次年度の予算編成については、既に進めているところではあるが、庁内調整を図りたい。

○教員にはいじめに対して非常に目を光らせてほしいと思う。教員の事務作業を補助する事務作業員の配置などを行政機関が行ってくれば良いと思う。

○各学校では長期欠席に関する調査があるが、非常に時間がかかる。それよりも児童生徒に直接的に関わる業務を行った方が、学校での実践、その場での解決につながる。また、それだけ労力をかけた調査に見合うだけの結果がフィードバックされたという実感もない。全体の把握はもちろん大切だが、現場でキャッチした数字を分析し、活かしていく、そのための支援体制を考えていくことが大事だと思う。

○「事業等一覧」に学校が行った事業は反映しないのか。平成30年度の「実施状況報告書」と平成31年度の「事業等一覧」は整合性を図った方が良いと思う。

○「実施状況報告書」にある学校が実施した主な施策等については、参考として記載してはどうか。

「事業等一覧」は基本方針に紐づいた施策について記載しているが、参考として記載することについては、今後、検討したい。

○学校が必要としている施策を行政がチェックし、支援してもらいたい。

○「実施状況報告書」にある「学校いじめ防止基本方針」は市教育委員会の依頼を受け、各学校が作成しているが、PTAとの協働事業やあいさつ運動などは学校が自主的に取り組んでいるものであるため、施策の内容としては全く違うもの

である。広い意味で学校は行政機関の一つであるが、そう考えると「事業等一覧」の中に「学校」という欄を作り、「学校はいじめ防止基本方針を作成しホームページ上に公開している。」という記載があってもおかしくないと思う。

○「実施状況報告書」を見ると、全ての学校で取り組んでいることと、学校によって取り組んでいることが一律に記載されていることで、あたかも全ての事業を各学校で取り組んでいるように受け取れてしまう。各学校によって実施している事業も違うため、記載については考えてほしい。

○今年度の重点的な取組が見えるように「事業等一覧(案)」を作成してほしい。また行政は学校をサポートする機関であると思うため、子どもの顔が見える、学校の顔が見えるような作成に努めてほしいと思う。

○児童支援専任教諭の人数は学級数に応じて決まっている。それに対して教員の配置がなされているが、配置の中には、指導方法の工夫改善等、学力アップにつながるような配置もなされている。しかし、児童支援専任教諭に対する配置となると、例えば学力アップに対する配置を削って児童支援専任教諭の配置に充てるというケースも出ている。実態に合わせた配置を行い、学校、児童生徒にとってプラスになるような支援を行ってほしい。

3 その他について

事務局から、次回の審議会は、10月の開催、第3回の審議会については来年1月を予定しており、詳細な日程については、後日調整することを説明した。

また、今後、子どものいじめの防止等に関する施策の実施状況について、教育長から諮問を受ける予定であるが、本日の審議会での意見をもとに答申案を策定した上で、次回審議会においては、答申案について審議を進める予定であることを説明した。

相模原市子どものいじめに関する審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	高橋 勝	横浜国立大学名誉教授	会 長	出席
2	岡田 守弘	東京医療学院大学保健医療学部リハビリテーション学科教授	副会長	出席
3	金子 ひとみ	相模原市立小中学校 P T A 連絡協議会 会計		出席
4	梅村 邦子	相模原市スポーツ少年団常任委員		出席
5	關山 長成	相模原人権擁護委員		出席
6	大木 恵	相模原市自治会連合会理事		欠席
7	高橋 正浩	市民公募		出席
8	浅井 紀子	市民公募		出席
9	下鳥 善男 (代理 丹 清)	児童養護施設中心子どもの家所長		欠席
10	畠山 康彦	市立川尻小学校長		出席
11	山口 則夫	市立共和中学校長		出席